

はじめに

- 平成28年児童福祉法改正法附則第2条第3項に基づく検討事項を検討するため、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の下に設置したワーキンググループにおいて、児童福祉法に規定する子どもの権利を守るため、今後の児童相談所の業務の在り方等を含めた市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けた取組について、現状の問題点、それを解決する方策を中心に、目指すべき方向性、今後の取り組むべき事項について整理した。
- 今後、目指すべき方向性に沿って、対応について速やかに取組を進めるとともに、制度的な対応など必要な事項については、国において、法的及び財政的な措置を含め、適切に対応されるべきである。
- また、今回整理した事項にとどまることなく、市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の一層の充実に向け、不断の見直しを行い、必要な取組を進めるべきである。

※ 平成28年児童福祉法改正法附則第2条第3項 「政府は、法律の施行（2017年4月）後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」

1 児童相談所の業務の在り方及び市町村における相談支援体制の在り方

**（目指すべき方向性）**

- ・ 児童相談所において、通告に対する初期の対応を迅速かつ的確に行い、必要な保護ができる体制が必要。
- ・ 保護機能（調査・評価・保護等の措置を行う機能）も含め適切な対応がとれるよう、児童相談所内での保護機能と支援マネジメント機能（措置後の事案等のマネジメントを行う機能）の機能分け、専門人材の確保・育成に関する方策などの体制整備を推進する。
- ・ このため、国において、方向性を示し、各都道府県等において、体制整備の方法を検討、体制整備を進める。
- ・ 地域における切れ目ない支援のため、児童相談所のみならず、市町村における相談・支援体制を強化する。

**（対応）**

- (1) 都道府県等における保護機能と支援マネジメント機能を確実に果たすことができるようにするための体制整備
  - ① 保護機能と支援マネジメント機能を確実に果たし、適切な対応を可能とする体制整備等に関する計画策定
    - ・ 保護機能と支援マネジメント機能に応じた部署分けや、保護の際に対応した職員とは異なる職員が支援マネジメントを担当する対応などの機能を分けることのほか、専門人材の確保・育成に関する方策などの体制整備を推進することについて、国において方向性を示し、各都道府県等において、これを踏まえ、体制整備について検討し、計画を策定する。
  - ② 法的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、日常的に弁護士と共に対応できるような体制強化
    - ・ 児童相談所における意思決定に、日常的に弁護士が関与し、共に対応できるよう、法令上の措置の検討や財政支援の強化など体制強化の推進方策の具体化を図る。
  - ③ 医学的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、日常的に医師と共に対応できるような体制強化
  - ④ 保護機能を強化するための研修等の充実
  - ⑤ 外部委託等の推進
- (2) 市町村等の地域の相談支援体制の強化
  - ① 市町村の子ども家庭相談体制の強化、要保護児童対策地域協議会の活性化

・新プランに基づき、児童相談所に市町村支援担当児童福祉司、2022年度までに全ての市町村における要保護児童対策地域協議会の調整担当者の配置促進等による市町村の体制強化を図るとともに、ガイドラインの策定等により、要保護児童対策地域協議会の活性化を図る。

## ② 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進

・新プランに基づき2022年度までに全市町村での設置を促進する。また、子育て世代包括支援センターと一体的に設置する場合の要件やモデルを示すこと等により、市町村での子ども家庭相談支援体制の強化を図る。

## ③ 民間を含めた地域資源の充実

・地域における子どもや家庭を支援する資源を活用したショートステイ、トワイライトステイ事業等の在宅サービスや保護者支援等の充実を図る。

## (3) 児童相談所の業務の質の向上を図るための評価の仕組みの創設

・国において、標準的な指標や評価機構なども含め、評価のバラツキが生じないように、より効果的な評価の在り方を検討した上で、ガイドラインの策定等を行い、児童相談所の業務(一時保護所を含む)について自己評価及び第三者評価を行う仕組みの創設に迅速に取り組む。

## (4) 中核市・特別区における児童相談所の設置促進

・5年を目途に全ての中核市・特別区における一層の児童相談所の設置促進策を講じるため、法令上の措置の検討を含め自治体の実態把握や関係者間での協議の場の設置など国による更なる設置促進策の具体化を図る。

## 2 要保護児童の通告の在り方

### (目指すべき方向性)

まずは通告を受理した機関が受けた通告について安全確認等の対応に当たって必要な情報の聞き取り等が適切に行われ、的確に通告に対応できるような体制整備を進めることが必要。

### (対応)

#### (1) 通告窓口の一元的な運用方策の提示

・希望する自治体において、通告窓口を一元的に運用できる方策について、通告受理後の安全確認の体制を含め国で整理し、具体的に提示する。

#### (2) 通告後の対応に関する市町村、児童相談所の連携体制づくり

##### ① 通告受理の際の情報の聞き取り等に関する研修の実施

・市町村、児童相談所が受け付けた通告に対して適切に情報の聞き取りや情報収集が行えるよう、研修を新たに実施する。

##### ② 市町村、児童相談所の協議、ガイドライン策定に向けた取組

・市町村、児童相談所が通告後の対応について共通認識を持って対応できるようにするため、ガイドライン策定に向けた取組等を推進する。

##### ③ 面前DV通告への市町村、児童相談所の対応等

・国において、面前DV通告への対応に関するガイドラインの策定、活用方法等を示すことにより、児童相談所と市町村の間の通告を受けた後の対応等に関する役割分担とそれに応じた効率的かつ効果的な対応を行うことができる枠組み作りを進める。

##### ④ リスクアセスメントシート及びその活用方法の見直し

・リスクアセスメントツールについて、信頼性、妥当性を科学的に検討するなど、より実践的に活用できるものに見直す。

#### (3) 市町村の子ども家庭相談支援体制の強化、要保護児童対策地域協議会の活性化(再掲)

#### (4) 市町村、児童相談所の情報共有基盤の整備に向けた検討

・ガイドライン等の策定を行うなど必要な支援を行い、市町村、児童相談所が情報共有の効率化を図るためのシステム整備を進める。

#### (5) 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の見直し

・「189」について、虐待通告を中心とし、それ以外の相談と番号を分けるよう見直す。

### 3 児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策

#### (目指すべき方向性)

- ・児童相談所、市町村における子ども家庭相談における対応を強化するため、いずれもの資質向上が必要。
- ・地域全体の対応力の向上という観点から、児童相談所、市町村が連携を図りながら専門性を高める取組を推進。
- ・子ども家庭相談分野のソーシャルワークを担う人材、特に指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の資質について、求められる要件の具体的な内容や資格化を含め客観的に把握する方法等について引き続き検討。

#### (対応)

##### (1) 児童相談所の専門性向上のための体制整備

###### ① 児童福祉司等の児童相談所の職員体制等の強化

- ・緊急総合対策に基づく人員体制の強化等を講ずる。都道府県等において専門人材の確保・育成に関する計画を策定する(再掲)。

###### ② スーパーバイザー要件のさらなる厳格化の検討

- ・当面、スーパーバイザー研修の際のレポート提出等による修了要件を設定するとともに、研修受講を任用要件とする。

###### ③ 児童福祉司等の任用要件について相談援助の業務経験を有する旨の明確化

- ・児童福祉司等の任用要件のうち、業務経験が必要とされるものについて、相談援助の業務経験が必要であることを明確化する。

###### ④ 児童心理司の配置人数に関する基準の設定

- ・児童心理司の配置基準に関して、法令に位置づけることを検討する。

###### ⑤ 法的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、日常的に弁護士と共に対応できるような体制強化(再掲)

###### ⑥ 医学的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、日常的に医師と共に対応できるような体制強化(再掲)

##### (2) 児童福祉分野のソーシャルワークを担う人材の専門性向上のための国家資格化も含めた在り方検討

- ・児童福祉分野のソーシャルワークを担う人材、特にスーパーバイザーについて、その専門性の確保・向上とそれを客観的に把握できる枠組みを検討する必要があることから、その在り方について、専門的に検討する委員会を設け、国家資格化も含め、一定の年限を区切って引き続き、具体的な検討を進める。

##### (3) 市町村の専門性向上のための体制整備

###### ① 市町村の子ども家庭相談支援体制の強化・要保護児童対策地域協議会の調整担当者の配置促進等による資質の向上(再掲)

###### ② 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進(再掲)

### 4 子どもの意見表明に関する仕組み等

- ・子ども自身や関係機関が児童福祉審議会に申立てを行うことができることについて、改めて周知徹底を図るとともに、ガイドラインの作成等を行い、都道府県児童福祉審議会等を活用した子どもの意見を聴く仕組みを構築する。
- ・全ての子どもの意見表明権を保障するアドボケイト制度の構築を目指し、まずは、一時保護も含む代替養育における子どもの意見表明権を保障するためのアドボケイトの在り方について検討を行い、全国展開に向けた必要な取組を進める。